

令和2年5月22日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第2回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 7 1 号 令和 2 年度杵築市一般会計補正予算（第 2 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 7 2 号 令和 2 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予
算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 7 3 号 令和 2 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第
1 号）
－ 補 正 予 算 書 9 ペ ー ジ －
- 議案第 7 4 号 杵築市国民健康保険条例の一部改正について
－ 議 案 書 2 ペ ー ジ －
- 議案第 7 5 号 杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につい
て
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ －

議案第74号

杵築市国民健康保険条例の一部改正について

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月22日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険条例（平成17年杵築市条例第128号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とし、附則第3項を附則第3条とし、附則第4項を附則第4条とし、同条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があると

きは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第

7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第75号

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ
いて

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和2年5月22日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

杵築市後期高齢者医療に関する条例（平成20年杵築市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- （8） 大分県広域連合条例附則第7条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

